**がん相談支援センターの具体的な業務内容について**

〇以下に示す項目等について、がん相談支援センターが窓口となり、病院全体で対応できる体制を整備すること。

① がんの予防やがん検診に関する情報の提供

② がんの治療に関する一般的な情報の提供

ア がんの病態や標準的治療法

イ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する医療機関

ウ アスベストによる肺がん及び中皮腫

エ ＨＴＬＶ－１関連疾患であるＡＴＬ

オ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介

カ 高齢者のがん治療

キ 患者の治療や意思決定

③ がんとの共生に関する情報の提供・相談支援

ア がん患者の療養生活

イ 就労（産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携）

ウ 経済的支援

エ 小児がんの長期フォローアップ

オ アピアランスケアに関する相談

④ その他

ア 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報収集・提供

イ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援

ウ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組

エ その他相談支援に関すること

〇以下に示す項目については自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関に紹介すること。

① がんゲノム医療に関する相談

② 希少がんに関する相談

③ ＡＹＡ世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談

④ がん治療に伴う生殖機能への影響や、生殖機能の温存に関する相談

⑤ 障害のある患者への支援に関する相談

令和４年９月２２日付厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に関するＱ＆Ａについて」（がん相談支援センター関連のみ抜粋）